

○ 経済産業省令第五十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和元年十二月二十日

経済産業大臣 梶山 弘志

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(試験場所等の公示)	(試験場所等の告示)
第六十五条 試験の場所、日時、受験の願書の提出期限その他必要な事項は、試験を行う二月前	第六十五条 試験の場所、日時、受験の願書の提出期限その他必要な事項は、試験を行う二月前

までに公示する。

(合格者の公示)

第六十九条 試験の合格者の受験番号は、公示する。

(公示の方法)

第百十四条 法第五十九条第一項各号の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行う。

(公示)

第百二十一条 理事長は、計量教習の種類、実施時期、受講手続、入所試験その他計量教習に関する必要事項を公示しなければならない。

までに告示する。

(合格者の告示)

第六十九条 試験の合格者の受験番号は、官報で告示する。

(公示の方法)

第百十四条 法第五十九条第一項各号の規定による公示は、経済産業大臣がする場合にあつては告示により、研究所又は機構がする場合にあつては公告によつて行う。

(公示)

第百二十一条 理事長は、計量教習の種類、実施時期、受講手続、入所試験その他計量教習に関する必要事項を官報に公告しなければならない。

い。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 経済産業省令第五十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第一百五十八条第一項及び計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）第四条の規定に基づき、計量法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十日

経済産業大臣 梶山 弘志

計量法関係手数料規則の一部を改正する省令

計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

別表第一の三（第四条第二項関係）

特定計量器	試験	一件につき いての減 ずる金額
一 [略]	[略]	[略]
二 質量計		
イ 非自動はかり	[削る]	[削る]

別表第二の三（第四条第二項関係）

特定計量器	試験	一件につき いての減 ずる金額
一 [略]	[略]	[略]
二 非自動はかり		
イ ひょう量が二トン以下のもの	1 耐久性に係る試験	五万五千四百円
	2 温度の影響	十七万五千

あつて、検
出部が電気
式のもの

3	響に係る試験 一定時間が 経過した後の 状態の確認を 要する試験	千四百円 十三万四千 千円
4	スパン安定 性に係る試験	十四万四千 千三百円
5	放射無線周 波電磁界イミ ニテイ試験	十二万千 三百円
6	無線周波電 磁界によつて 誘導する伝導	五万四千 四百円

妨害に対する
イミコニテイ
試験

7	サージイミ コニテイ試験	三万八千 六千円
8	5から7ま でに掲げる試 験以外の電磁 環境の影響に 係る試験	七万五千 五百円
9	ソフトウエ ア制御の電子 装置の追加要	八万二千 七千円

の 気式のも 出部が電 つて、検 ものであ ン以下の 量が二ト	(1) ひょう	1	耐久性能に 係る試験	五万五千 四百円
		2	温度度の影 響に係る試験	十七万五 千四百円
		3	一定時間が 経過した後の 状態の確認を 要する試験	十三万四 千円
		4	スパン安定 性に係る試験	十四万四 千三百円
		5	放射無線周 波電磁界イミ	十二万千 三百円

[新設]

件試験

[新設]

[新設]

試験以外の電磁 環境の影響に でに掲げる試 験以外からアま	6	ユニテイ試験 無線周波電 磁界によつて 誘導する伝導 妨害に対する イミユニテイ 試験	五万四千 四百円
	7	サージイミ ユニテイ試験	三万八千 六百円
	8	5 からアま	七万五千 五百円

9	ソフトウエ ア制御の電子 装置の追加要 件試験	八万二千 七百元
---	----------------------------------	-------------

中欄 2 及び中欄 3 に掲げる試験を行う

[新設]

必要がない型式にあつては、二十一万六千七百円とする。

中欄 2 及び中欄 4 に掲げる試験を行う

[新設]

必要がない型式にあつては、二十二万七千円とする。

12	ひょう 量	アナログロ ードセルの性 能	三十四万 千八百円
----	----------	----------------------	--------------

[新設]

[新設]

[新設]

2	デジタルロ ードセルの性 能に係る試験	五十六万 九千二百 円
3	指示計及び アナログデー タ処理装置の 性能に係る試 験	四十二万 九千三百 円
4	ターミナル 及びデジタル データ処理装 置の性能に係 るもの を越え	二十万二 千八百円

[削る]

[削る]

ロ	自動捕捉 式ばかり	1	温湿度の影響に係る試験	三十七万 六千七百 円
		2	供給電源の影響に係る試験	十四万千 円

る試験

中欄2及び中欄3に掲げる試験を行う

必要がない型式にあつては、二十一万六千七百円とする。

中欄2及び中欄4に掲げる試験を行う

必要がない型式にあつては、二十二万七千円とする。

ロ	ひょう量が 二トンを超 えるもの	1	アナログレ ードセルの性 能に係る試験	三十四万 八千八百 円
		2	デジタルレ ードセルの性 能に係る試験	五十六万 九千二百 円

5	1から4ま でに掲げる試 験以外の試験	7千七百円
3	2に掲げる 試験以外の電 磁環境の影響 に係る試験	六十七万 二千五百 円
4	スパン安定 性に係る試験	三十四万 三千八百 円

3	指示計及び アナログデー タ処理装置の 性能に係る試 験	四十二万 九千三百 円
4	ターミナル 及びデジタル データ処理装 置の性能に係 る試験	二十万二 千八百円

[新設]

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

中欄 1 及び中欄 4 に掲げる試験を行う
必要がない型式にあつては、四十二万六
百円とする。

三・四 [略]	[略]	[略]
---------	-----	-----

[新設]

三・四 [略]	[略]	[略]
---------	-----	-----